

平成 28 年 9 月 30 日

個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案」に対する意見について

平成 28 年 9 月 8 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 28 年 9 月

**「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案」に対する意見**

一般社団法人全国銀行協会

**1. 個人情報の保護の方策等における適切性**

基本方針変更案「1（2）②」において、「1の（2）の①の個人情報の保護と有用性に関する法の考え方が、実際の個人情報の取扱いにおいて十分に反映され」るように、「国は（中略）法の適切な運用等により、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進を図っていく」としているが、第 189 回通常国会における衆参両院の内閣委員会における審議、附帯決議の内容および法の目的に鑑み、基本方針変更案「1（2）②」を以下のように一部修正し、適正かつ効果的な活用のバランスを考慮する趣旨の更なる明確化を図るべきである。

**【修正案】**

**国は、事業者及び国民に対して、法の趣旨の正しい理解の醸成に係る広報・啓発に積極的に取り組むとともに、必要以上の負担を課すことにより新たな産業の創出及び活力ある経済社会の実現を妨げることがないように、法の適切な運用等を行い、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進を図っていくものとする。**

(下線部分が修正箇所を示す)

さらに、基本方針変更案「2（2）」においては、新たに「④個人情報取扱事業者との連携等」といった項目を定め、貴委員会が行う適切かつ効果的な活用のバランスを考慮するための取組みに関して、以下のような記述を追加し、取組みの方針の更なる明確化を図るべきである。

**【追加案】**

**個人情報保護委員会は、個人情報に係る個人の権利利益の保護を図る一方で、法が我が国の経済成長戦略の重要な要素であることを踏まえ、保護の手段の検討に当たっては、小規模の事業者を含めた事業者等からの意見等をヒアリングするなど、マルチステークホルダー・プロセスを経たうえで、既存の取引等、社会の実態を考慮しつつ、保護の手段を法に照らして必要最小限のものとし、事業者に過度な負担とならないように十分に配慮するものとする。**

今般の改正法の趣旨は、消費者の個人情報の保護を図りつつ、ビッグデータ等の利活用のための環境整備や事業活動のグローバル化による国境を越えた個人情報の授受等への対応を図るものであると認識している。その中で、改正法第 25 条および第 26 条による個人データの第三者提供に係る記録の作成等の義務は、正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担を課すことを趣旨とするものではなく、あくまでも名簿屋対策の規定であると理解している。

銀行取引においては、例えば、振込、外国送金、手形交換および電子記録債権の発生・譲渡等、個人データの授受を日常的に行っている。こうした取引は、個人情報保護法のほか、銀行法や金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどの法令等にもとづき、顧客の指図・依頼等により利用目的の範囲内で行っている取引であり、本来、名簿屋対策のルールが適用されるものではないと考える。前述の取引は、日常かつ大量に生じるものであり、同取引に第三者提供に係る記録の作成等の義務が課せられ、新たな事務負担が加わることになると、銀行の事務負担のみならず、こうした取引を日常的に行う一般の事業者においても事務負担が増加することとなり、新たな産業の創出や活力のある経済社会および豊かな国民生活の実現を阻害することになると強く懸念する。

改正法案が審議された衆参両院の内閣委員会においても、同義務に係る事業者への負担を憂慮する質疑があり、審議の結果、両委員会においては、「第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないように十分に配慮するとともに、悪質な事業者への対策については一般の事業者に過度な負担とならないよう実態調査を行った上で、有効な措置を講ずること」（衆議院内閣委員会における附帯決議（平成 27 年 5 月 20 日））、「第三者提供に係る記録の作成等の義務については、その目的と実効性を確保しつつ、事業者に過度な負担とならないよう十分に配慮すること」（参議院内閣委員会における附帯決議（平成 27 年 8 月 27 日））との附帯決議が表明されている。

また、諸外国においても例を見ない第三者提供に係る記録の作成等の義務を名簿屋と同様に一般事業者に対して一律に課すことは、わが国の事業者のみならず、わが国に進出する海外の事業者の事業活動にも多大な負担を課すものとなり、国際的なイコールフットィングの観点から、わが国の国際競争力が損なわれるものと憂慮する。

これまでも、マルチステークホルダー・プロセスの考え方にもとづき、政府と民間事業者等との意見交換等がなされているところ、こうした規律が法の目的の実効性を確保するための必要最小限のものとなるよう、これまで以上の積極的な連携を通じて、懸念等を解消していく方針等を明らかにすべく、上記の旨を基本方針において明確化すべきである。

併せて、第三者提供に係る記録の作成等の義務については、貴委員会が示す「実質的に第三者提供ではない」との考え方にもとづき、事業者が行う多くの取引がこの考え方に該当し得るかを網羅的に検討するとともに、各事業者におけるトレーサビリティ確保の手段を柔軟に認める運用も検討すべきである。

## 2. 行政機関による権限行使の一元化

基本方針変更案「2（2）②」を以下のように一部修正し、法第40条第1項の規定等による権限等を事業所管大臣等に委任するに当たっては、法改正の趣旨に鑑み、金融機関に対する報告徴求・立入検査等の重疊的な行使を回避するべく、同権限等の行使は一義的に貴委員会の委任先のみが行う体制とすることを明確化すべきである。

### 【修正案】

個人情報保護委員会は（中略）事業所管大臣に対して報告徴収又は立入検査の権限を委任することができることとされており、委任する場合には委任先の事業所管大臣のみが同権限の行使をすることとなるものの、必要に応じて、事業所管大臣と連携した対応を行うものとする。

（下線部分が修正箇所を示す）

個人情報保護委員会の設置および監督権限一元化は、従来の主務大臣制において、1つの個人情報取扱事業者に対して複数の主務大臣による重疊的な監督が行われること等の問題を解決することが目的の1つであると理解している。

したがって、改正法下において、個人情報保護委員会および同委員会から委任を受けた事業所管大臣の両者から上記権限が行使されることになれば、こうした改正法の趣旨を達成できないほか、金融機関をはじめとした個人情報取扱事業者の負担が増加する。

また、漏えい事案等が発生した場合の行政機関への報告をはじめとした対応についても、社会的なコストを軽減する観点も踏まえ、事案の規模や性質等に応じた合理性のある基準を策定し、報告すべき事案に業種または事業者毎に差異がないかたちにしたうえで、その報告先を一元化すべきである。

以 上